

仲間と競争せず、弱立場の人も共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正規社員の正社員化を。

めげず、均等待遇を。

なげなげ差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利した。

Twitterページを開設しました！ 未来のツウクナンバーも見られます。 <https://twitter.com/Unionkyusyu> ユニオン長崎で検索！

# 職場におけるパワーハラスメント対策が 6月1日から義務になりました！

# 未来

郵政産業ユニオン  
**PIWU**  
全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4064  
20年6月16日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
6月1日、企業にパワハラ防止対策を義務付ける「改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）」が大企業を対象に施行されました。日本郵政グループ各社も対象となります。職場は私たちが人生の中で多くの時間を過ごす場所です。ここで、パワハラを受けることにより、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲や自信をなくしたり、また、こうしたことが心の健康の悪化につながり、場合によっては休職や退職に追い込まれたり、生きる希望を失うことさえあります。

法制化によって期待されること  
法律上では、「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管

## 事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されます

### 【事業主の責務】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

### 【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

- ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること

- ◆ そのほか併せて講ずべき措置
- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること



理上必要な措置」を取ることとされています。今回の法制化によって、各企業が、よりパワハラ対策を強化することになり、パワハラを未然に防ぐ素地ができたと言えます。

「パワハラは自分には関係ない。行うことは無いし、されることもない」という人も多いと思います。しかしそれは間違いです。誰しもが加害者にも被害者になります。人事異動等での人間関係の変化の他、体力・気力の衰えなど自身の変化なども要因となります。暴言を浴びせられたり罵倒されたり等は、上司からのケースが多いです。

が、会話に入れないなど「村八分」的な扱いをするなどは、一般の社員間でも起こります。ユニオンはこれからも

啓発行動を続けていきま。自分の身を守るためにも、パワハラを許さない職場にしなければなりません。

**STOP! パワハラ**  
パワハラは、被害者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに職場環境を悪化させるもので決して許されない行為です。

- 身体的な攻撃
  - 暴行・脅迫
- 精神的な攻撃
  - 脅迫・暴言
- 人間関係からの切離し
  - 隔離・無視
- 過大な要求
  - 現実不可能なことの強要等
- 過小な要求
  - 能力の発揮を命じてもこなさぬ
- 優遇
  - 精神的に不安定に立ちはたす

相談窓口